

○国家公安委員会告示第二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第三十一条第二項の規定により、平成二十一年十二月十日付けで次の者を指定したので、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）第三条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月十一日

国家公安委員会委員長 中井 洽

- 一 名称 社団法人日本ライフル射撃協会
- 二 住所 東京都渋谷区神南一丁目一番一号
- 三 事務所の所在地 東京都渋谷区神南一丁目一番一号